大阪市立中大江小学校　PTA個人情報取扱規則

第１条　本規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき、大阪市立中大江小学校ＰＴＡ(以下「本会」という。)が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。

第２条　本会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有し、個人情報の管理に関するすべての職責と権限を有する個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　前項の管理者は本会会長とする。但し、会長に事故がある場合には副会長のうち、役員会で指名されたものを管理者に充てることができる。

第３条　本会における個人情報取扱者（以下「取扱者」という。）には、実行委員会、常置委員会及び特別委員会を構成する者を充てる。

第４条　管理者及び取扱者は、職務上知りえた個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第５条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に通知又は明示する。

第６条　本会は、収集した個人情報を本人の同意なく事前に定めた利用目的を越えて利用しない。

第７条　取扱者は、個人情報の安全確保のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

（１）紛失、破損その他の事故防止
（２）改ざん及び漏洩の防止
（３）不要となった個人情報の適切かつ速やかな廃棄又は消去

２　本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第８条　本会は、法が第三者提供として認める場合において、個人情報を提供するときは、その情報の範囲・内容及び提供相手方氏名、情報者の同意の有無について確認し記録する。当該記録は、３年間、保管するものとする。また、必要に応じて、情報受領者に対し当該情報の管理に対する指導を行う。

第９条　本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、第三者の氏名及び個人情報の取得経緯、その情報の範囲・内容、情報者の同意について確認し記録する。当該記録は、３年間、保管する。

第10条　本会は、本人から管理者に対して、個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除が求められたときは、誠実に対応する。

第11条　本会は、本人から管理者に対して、個人情報の取扱いに関する苦情が申し入れられたときは、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第12条　本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を管理者に報告するものとする。

２　管理者は、前項による報告内容を調査し、遅滞なく適切な措置をとるものとする。

第13条　管理者は、取扱者に対して個人情報の取扱いに関する留意事項を周知するものとする。

第14条　本規則の改廃は、総会の承認を受けて行う。

本規則は、令和４年11月１日から施行する。